

# 高校奨学金制度について

(公財)福岡県教育文化奨学財団の奨学金制度は、解放奨学金制度の意義と成果を引き継いだものです。子どもたちの教育の機会均等を保障し、経済的な理由で進学を断念することがないように成績による条件がないなど、活用しやすい制度となっています。

## 福岡県教育文化奨学財団の奨学金制度

### ●貸与額

返還が必要です

利子・利息はつきません

種類	内容	貸与額		
		通学種別	公立	私立
入学支度金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●入学金・教科書など入学時の一時的な学費に充てるために貸与(予約募集のみ)</li> <li>●入学時の1回のみ(入学前の3月下旬に貸与)</li> </ul>		50,000円	100,000円
奨学金	<ul style="list-style-type: none"> <li>●授業料や校納金など日常的な学費に充てるために貸与</li> <li>●学校種別・通学種別に応じ、貸与月額を選択</li> </ul>	自宅	月額 18,000円	月額 25,000円
			月額 15,000円	月額 15,000円
			月額 10,000円	月額 10,000円
		自宅外	月額 23,000円	月額 30,000円
			月額 20,000円	月額 20,000円
			月額 15,000円	月額 15,000円

### ●募集方法

- ・予約募集 高校入学前(中学3年生時)に募集
- ※現在募集中(中学校にお問い合わせください)
- ・在学募集 高校在学中に募集
- ・緊急募集 高校在学中、家計の急変で奨学金を緊急に必要とする場合、随時申込み

### ●注意事項

- ・予約募集、在学募集は年1回のみ実施
- ・保証人1人(保護者可)
- ・成績条項はありません

### ●問合せ先

教務課教務係 ☎72-2111

(公財)福岡県教育文化奨学財団 ☎092-641-7326

### ●申込先 在籍する中学校、高校

分からないことや心配なことは、在籍する中学校や進学した高校、教務課、下記の相談会にお気軽にご相談ください。

## 説明・相談会を開催します

人権教育啓発センターで、奨学金制度や就学支援金制度などの説明・相談を受け付けます。制度の内容や申込書の書き方など、お気軽にご相談ください。

- 日時 8月3日(月)～14日(金) / 午前9時～午後5時  
※土日祝日を除く  
※8月6日(木)・7日(金)は午後8時まで受け付けます
- 会場・問合せ先 人権教育啓発センター ☎80-1080



# 高校奨学金制度

(福岡県教育文化奨学財団)

# Q & A

## Q 奨学金を受けられるのは 県内居住者だけですか

A. 保護者の生活の本拠地は、県内でなければなりません。しかし、単身赴任で家計支持者が一時的に県外で生活している場合は対象となります。また、保護者が県内居住者であれば、県外の高校に進学しても対象となります。

## Q 奨学金の 返還方法を教えてください

A. 奨学金は奨学生に貸与されるもので、卒業後、奨学生本人が返還することになります。返還は貸与終了後6か月経過後から始まります。返還期間・金額は学校の種別により異なります。また、大学などへの進学や傷病などにより返還が困難になった場合は、申出により返還が猶予される制度もあります。

## Q 奨学金の貸与額の違いについて 教えてください(右ページの貸与額)

A. 貸与額は、高校の種別(公立・私立)や自宅通学か自宅外通学によって異なります。また、それぞれの種別で3段階の金額設定があり、家庭の状況や返還額を考慮しながら、借りる額を選ぶことができます。

## その他の貸付制度について

## Q ひとり親家庭、父母のいない 子どもを対象にした進学に関わる 貸付制度について教えてください

A. 次のようなものがあります。  
(1) 修学資金：高校、高等専門学校などに進学するために必要な資金  
(2) 就学資金：小・中学校、高校、高等専門学校などに入学するために必要な資金  
※貸付限度額は、学校種別などによって決まります。詳しくは、子育て支援課児童家庭係 ☎72-7480(直通)にお問い合わせください



## Q 奨学金を申請するか迷っています

A. 申請後に取り下げられることもできるので、迷っている場合は申請してください。在籍する中学校、高校でお申し込みください。

## Q 「高等学校等就学支援金制度」と 「奨学金制度」の違いがわかりません

A. 「奨学金制度」  
右ページの「高校奨学金制度について」をご覧ください。この制度は貸与ですので、将来返還しなければなりません。

### 「高等学校等就学支援金制度」

中学校卒業後、高等学校などに進学すると授業料を納めなければなりません。しかし、世帯所得が一定額未満の場合、進学後に各学校で申請をすれば授業料相当額の支給を受けることができます。公立高等学校などは授業料が実質無償、私立高等学校などは授業料軽減を図ることができます。

### 奨学金制度の改善・充実を求めています

奨学金制度の改善は、教育条件整備の署名活動の中でも重要項目として取り組んでいるものです。主な改善点には、次のようなものがあります。

- ・平成23年から貸与金額(月額)が3段階に設定され、毎年、借りる額を選択可能
- ・平成24年に返還の際の負担を減らすため、毎月返還する月賦制度を導入
- ・平成30年度分から入学支度金を、入学前の3月中に貸与

今後も、子どもたちのために、よりよい奨学金制度を求めています。

● 問合せ先 人権・同和教育課 ☎72-2111